小型機船底びき網漁業 (手繰第3種漁業)

1 制限措置

- (1) 漁業種類は、手繰第3種漁業(地方名称:ひきかご漁業[※])とする。 ※漁船の動力により桁を有する金属製のカゴを使用してしじみをとることを目的とする漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、116とする。
- (3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数は、5トン未満で許可証に記載された総トン数とする。
- (4) 推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (5) 操業区域は、荒川下流部(別紙のとおり)とする。
- (6) 漁業時期は周年とする。
- (7) 漁業を営む者の資格は内共第7号の漁業権の免許を受けている漁業協同組合の組合員(法人を除く)であることとする。

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和6年12月9日から同年12月13日までとする。

操業区域は以下のとおりとする。

次の(r)と(d)とを結んだ線及び(d)と(d)とを結んだ線から(d)と(d)とを結んだ線までの中川及び荒川の本流の区域

(ア)	足立区六木三丁目中川堤防上の東京都と埼玉県との都県境の標柱
(1)	(ア)から百六十一度三十分の線と中川対岸との交点
(ウ)	足立区鹿浜一丁目鹿浜橋橋台左岸下流端
(工)	足立区新田二丁目鹿浜橋橋台右岸下流端
(才)	江戸川区清新一丁目東京地下鉄東西線鉄橋橋台左岸下流端
(カ)	江東区新砂三丁目東京地下鉄東西線鉄橋橋台右岸下流端